

## 滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

平成28年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 第1 人事行政の運営の状況の概要

#### 1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況等（職員数は、各年4月1日現在のものです。）（単位：人）

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年度	平成28年度		
一般行政部門		2,977	3,003	26	スポーツ行政の一元化に伴う事務移管等
教育部門		11,646	11,637	△ 9	事務事業の見直しに伴う減等
警察部門		2,568	2,580	12	警察官の法定定数の増等
公営 企業 部門	病院	1,090	1,109	19	成人病センター新病棟の開設に伴う増等
	水道 その他	145	146	1	育児休業取得者の代替措置に伴う増等
合計		18,426	18,475	49	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務部局（公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 職員の採用・退職・再任用者数（単位：人）

区分	任命権者の別	知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業庁	合計
			教育職	その他	警察官	その他			
採用	平成27年4月1日	122	588	17	84	6	2	85	904
	平成27年4月2日	29	0	2	36	3	1	15	86
	平成28年3月31日								
	合計	151	588	19	120	9	3	100	990
退職	平成27年4月1日	22	28	12	34	4	0	26	126
	平成28年3月30日								
	平成28年3月31日	122	503	54	82	14	7	47	829
	合計	144	531	66	116	18	7	73	955
再任用		161	149	73	11	9	6	6	415

(注) 再任用については、更新の者を含みます。

(3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局（平成28年4月定期人事異動）（単位：人）

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	係長級・ 主査級	一般職員級	合計
異動者数	14	30	222	366	414	342	1,388
うち昇任者数	7	16	54	82	70	—	229

(注) 病院の医師および看護師は含みません。

イ 教育部門 (平成28年4月定期人事異動)

(単位:人)

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手等	合計
異動者数	179	235	34	1,666	12	2,126
うち昇任者数	84	122	34	—	—	240

ウ 警察部門 (平成28年3月定期人事異動)

(単位:人)

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	23	91	176	247	217	180	934
うち昇任者数	9	19	33	58	60	—	179

## 2 人事評価の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)では、職員の職務については定期的に人事評価を行うこととされており、各任命権者における取組は以下のとおりです。

### (1) 知事部局

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。

### (2) 教育委員会

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、加えて県立学校の教員等においては「総合評価」による人事評価も実施し、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。

### (3) 警察本部

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、地方警務官を除く職員を対象にその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は任用や給与等の人事管理の基礎として活用します。

## 3 給与および休暇に関する状況

### (1) 人件費の概要(平成27年度普通会計決算見込)

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
27年度	502,184,873千円	169,671,051千円	33.8%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費(平成27年度普通会計決算見込)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
27年度	17,191人	76,056,693千円	17,419,420千円	30,379,815千円	123,855,928千円	7,204千円
		61.4%	14.1%	24.5%	100.0%	

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、平成27年4月1日現在の人数(臨時講師等を除く。)です。

(注3) 給与費には、臨時講師等の分が含まれています。

## (3) 特別職の給料等

給料月額	知事	1,250,000 円		
	副知事	980,000 円		
議員報酬月額	議長	980,000 円		
	副議長	850,000 円		
	議員	800,000 円		
期末手当	知事	6月期	1.5	月分
		12月期	1.65	月分
		計	3.15	月分
	副知事	6月期	1.5	月分
		12月期	1.65	月分
		計	3.15	月分

## (4) 一般職員の給料等

## ア 平均給料および平均年齢（平成28年4月1日現在）

区分	行政職職員		警察官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
県	331,878 円	42 歳 10 月	321,596 円	36 歳 5 月	380,582 円	44 歳 10 月	356,990 円	42 歳 10 月	321,601 円	53 歳 10 月
国	331,816 円	43 歳 7 月								

## イ 初任給および採用2年後の給料（平成28年4月1日現在）

区分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日の給料額	決定初任給	採用2年経過日の給料額
行政職職員	大学卒	183,300円	194,700円	I 190,200円 II 176,700円	202,600円 188,600円
	高校卒	149,000円	160,200円	144,600円	153,000円
警察官	大学卒	209,700円	225,200円	205,200円	218,100円
	高校卒	177,200円	190,500円	166,700円	178,900円
高等学校の教員	大学卒	204,700円	217,200円		
小・中学校の教員	大学卒	204,700円	217,200円		

## ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額（平成28年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職職員	大学卒	266,855 円	309,364 円	361,040 円
	高校卒	221,400 円	267,450 円	301,860 円

## (5) 行政職職員の級別人員（平成28年4月1日現在）

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職務内容 (代表的な職名)	部長	部次長	本庁の課長	参事 課長補佐 (困難)	課長補佐 主幹 (困難)	主幹 係長 (困難)	係長・ 主査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職員数	19人	50人	122人	472人	388人	814人	702人
構成比	0.6%	1.5%	3.7%	14.2%	11.7%	24.5%	21.1%

区 分	2 級	1 級	計
標準的な職務内容 (代表的な職名)	主任主事・主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	488 人	266 人	3,321 人
構 成 比	14.7%	8.0%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容

職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成28年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類		内 容				
毎月決ま って支 給され るもの	地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額に県内7.15%、東京都の特別区19.15%を乗じた額				
	扶養手当	配偶者13,000円、その他各6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、各5,000円加算				
	住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円まで				
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から32,800円まで 駐車場利用料金の2分の1の額(上限3,500円)				
	その他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等				
勤務した実績に 応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当(53種) (全職員に占める手当支給職員の割合 28.1%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額17,490円(平成27年度実績)) [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当				
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 49,994円(平成27年度実績。一般行政・警察を含む。)				
	その他	宿日直手当等				
その他	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.2月分を2回に分けて支給				
	退職手当	区 分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
	自己都合	20.445月分	29.145月分	41.325月分	49.59月分	

定年・勸奨	25.55625月分	34.5825月分	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	早期退職特例措置 2%～45%加算			
(注) 平成27年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,313万円、自己都合などの場合で566万円です。				

(注) 退職手当については、平成27年度末退職者に係る月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況(平成27年1月1日～平成27年12月31日)

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)／(c) 平均取得日数	(b)／(a) 取得率
知事部局	108,184.6日	31,904.6日	2,760人	11.6日	29.5%
教育委員会	443,991.3日	112,068.4日	11,176人	10.0日	25.2%
警察本部	94,279.3日	20,427.3日	2,379人	8.6日	21.7%
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	1,920.7日	482.2日	49人	9.8日	25.1%
企業庁	2,671.0日	890.8日	70人	12.7日	33.4%
病院事業庁	38,022.8日	8,803.1日	1,020人	8.6日	23.2%

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況(平成27年度) (単位：人)

任命権者の別	平成27年度中の育児休業状況 (全職員)						平成27年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局	7	77	1	40	2	9	71	37	4	37	0	0	0	0
教育委員会	11	646	3	19	0	8	181	268	8	248	3	14	0	6
警察本部	1	53	0	0	0	1	166	22	1	22	0	0	0	0
議会およびその他の行政委員会事務局	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
企業庁	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0
病院事業庁	2	100	0	83	0	14	29	37	2	37	0	0	0	7

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業および配偶者同行休業の取得状況(平成27年度) (単位：人)

任命権者の別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業
知事部局	1	0	0
教育委員会	0	4	7
警察本部	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	0	0	0
合計	1	4	7

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成27年度)

ア 職員の意に反する降任・免職の状況

(単位：人)

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分の状況

(単位：人)

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	25	0	0	0
教育委員会	93	0	0	0
警察本部	10	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	1	0	0	0
病院事業庁	39	0	0	0
合計	168	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分の状況 (平成 27 年度)

(単位：人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	0	1	0	1
教育委員会	6	5	3	0
警察本部	0	0	10	2
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0
合計	6	6	13	3

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

5 退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出および公表

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例(平成 28 年滋賀県条例第 17 号)第 3 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から、職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職(部長級、次長級および課長級の職等)に就いていたものは、離職後 2 年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報(再就職日、再就職先、再就職先における地位等)を届け出ることとしています。

また、届出を受けた事項については、取りまとめの上、毎年度公表します。

6 人材育成に関する状況

(1) 人材育成基本方針の概要(知事部局)

ア 趣旨

人口減少社会の到来や社会・経済のグローバル化など、これまでに経験したことのない課題に直面する中で、課題を県民と共有し、ともに乗り越え、豊かな滋賀を築くためには、これまで以上に、新たな視点や発想で県政を担うことができる人材の育成が必要です。

人材育成基本方針は、人こそが最大の経営資源であるという認識のもと、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、組織力の最大化を図るための人材育成のマスタープランです。

イ 目指す職員像

この方針では、目指す職員像を「チャレンジ精神を持ち、県民とともに、滋賀の未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」とし、具体的には、次に掲げる職員像を目指しています。

- (ア) 滋賀を愛し、未来志向で果敢にチャレンジする職員
- (イ) 県民との対話を重ね、多様な主体と積極的に連携・協働する職員
- (ウ) スピード感とコスト意識を持って、自律的に行動する職員
- (エ) 互いに研鑽し、協力し合い、組織力を高める職員

(2) 主な研修の実績等（平成 27 年度）

ア 知事部局

(ア) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
階 層 別 研 修	職員としての基本的資質・階層に応じた能力の養成を図る。	1,181 人
ブラッシュアップ 研 修	未来への変化を先読みしながら、柔軟な発想で課題解決に取り組むことができる職員の養成を図る。	503 人
職 場 支 援 研 修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る。 (女性職員キャリアアップ研修、ブラザー・シスター研修、育児休業者職場復帰研修等)	1,405 人
指 導 者 養 成 研 修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る。(人権問題研修指導者養成研修、待遇指導者養成研究会)	20 人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
職 員 派 遣 研 修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	19 人

イ 教育部門

(ア) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
ス テ ー ジ 研 修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的技術を養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	12,924 人
マ ネ ジ メ ン ト 研 修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	1,128 人
職 務 研 修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	1,917 人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	41 人
短期海外派遣研修	次代を担う青少年を育成する教員に諸外国の教育文化および社会等の実状を視察させ、国際的視野に立った識見を高め、国際理解教育の中核となる教員を養成するため、教員研修センター主催の教職員海外派遣研修に派遣した。	31 人

民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	16人
---------	---	-----

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る。(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等)	164人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。(警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	17人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る。(部門別任用科教養、専科教養等)	377人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	133人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(管区専科教養、警察大学校専科教養等)	131人
語学研修	捜査等に必要各言語についての知識・技能の修得を図るため、国際捜査研修所における研修を受けさせた。	3人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成27年度)

名称	対象者	受診者数(人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者(採用内定者)	254	512	98
定期健康診断	全職員	5,145	5,106	2,478
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	2,310	—	4,110
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	3,008	551	1,382

(注) 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例(昭和31年滋賀県条例第34号)に基づき、一般財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項目	互助会			
	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会	

会員数（人）平成27年4月1日現在	4,868	11,220	2,621
平成28年4月1日現在	4,918	11,187	2,643
掛金額（千円）平成27年度	131,465	406,900	78,591
平成28年度	131,160	405,015	78,030
補助金の額（千円）平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成27年度）

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	9	1	10
教育委員会	60	3	63
警察本部	30	1	31
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	8	2	10
合計	107	7	114

第2 平成27年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

地方公務員法および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成27年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

なお、病院事業庁の医師、看護師等の選考による採用の権限を、平成18年11月2日から病院事業庁長に委任しています。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	53人程度	(193) 692	(148) 521	75.3	(64) 275	(32) 113	(25) 67	7.8	(21) 56
警察事務	10人程度	(52) 104	(42) 79	76.0	(26) 46	(13) 21	(10) 13	6.1	(10) 13
環境行政	2人程度	(2) 29	(1) 22	75.9	(0) 11	(0) 4	(0) 2	11.0	(0) 2
化学	2人程度	(5) 41	(4) 30	73.2	(0) 11	(0) 4	(0) 2	15.0	(0) 2
農業	9人程度	(13) 37	(8) 28	75.7	(5) 25	(4) 15	(3) 9	3.1	(2) 7
林業	5人程度	(3) 16	(2) 11	68.8	(2) 11	(2) 9	(2) 5	2.2	(2) 5
建築	4人程度	(5) 20	(4) 18	90.0	(3) 15	(3) 8	(2) 5	3.6	(2) 5
総合土木	20人程度	(10) 54	(9) 37	68.5	(7) 28	(6) 22	(6) 18	2.1	(4) 15
計		(283) 993	(218) 746	75.1	(107) 422	(60) 196	(48) 121	6.2	(41) 105

(注) ( ) は、女性の数を内数で示します（以下同じ。）。

イ 上級試験－特別募集・土木－

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
土木	5人程度	(4) 62	(2) 45	72.6	—	(1) 27	(1) 12	3.8	(1) 11

ウ 初級試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(9) 21	(8) 19	90.5	(5) 11	(2) 2	9.5	(2) 2
警察事務	4人程度	(27) 49	(22) 41	83.7	(9) 16	(3) 4	10.3	(2) 2
計		(36) 70	(30) 60	85.7	(14) 27	(5) 6	10.0	(4) 4

エ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	7人程度	(26) 45	(26) 43	95.6	(10) 21	(4) 7	6.1	(2) 5

オ 警察官（男性）採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人	
県内	A (第一回)	70人程度	681	427	62.7	331	87	4.9	58
	A (第二回)	13人程度	147	111	75.5	71	13	8.5	11
	B	14人程度	115	98	85.2	90	14	7.0	14
計		943	636	67.4	492	114	5.6	83	
県外	A	若干人	—	18	—	16	3	6.0	1
	B	若干人	—	48	—	34	3	16.0	2
計		—	66	—	50	6	11.0	3	

カ 警察官（女性）採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
A (第一回)	9人程度	197	90	45.7	71	10	9.0	8
A (第二回)	3人程度	42	27	64.3	18	3	9.0	3
B	5人程度	24	22	91.7	20	5	4.4	5
計		263	139	52.9	109	18	7.7	16

キ 身体障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(3) 13	(3) 11	84.6	(0) 2	5.5	(0) 2
警察事務	1人程度	(2) 8	(2) 6	75.0	(1) 1	6.0	(0) 0
小・中学校事務	2人程度	(1) 9	(1) 7	77.8	(0) 2	3.5	(0) 2

(注) 申込者数、受験者数、合格者数、採用者数には第2志望、第3志望で当該試験区分を志望している者を含みます。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員						警 察 官	
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	職	
部長およびその相当職	4	—	—	—	4	警 視 (部長相当職)	2
次長およびその相当職	2	—	—	—	2	警 視 (課長相当職)	2
課長およびその相当職	6	3	2	—	11	警 部	14
課長補佐およびその相当職	9	4	—	—	13	警 部 補	2
副主幹およびその相当職	23	6	—	—	29	巡査部長	6
主事、技師およびその相当職	92	20	1	4	117	巡 査	4
技能労務職	1	—	—	—	1	計	② 30
計	137	33	3	4	① 177	合計 (①+②)	207

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児童指導員	5	3	医師	4	4
児童福祉司	6	5	獣医師	4	4
保育士	1	1	管理栄養士	1	1
自立支援員	3	3	歯科衛生士	1	1
生活支援員	2	2	保健師	2	2
精神保健福祉士	3	3	文化財保護技術者	1	1
職業訓練指導員	1	1	司書	2	2
企業庁水道技術者	3	3	少年補導職員	1	1
研究員	2	2	畜産技術振興センター技術員	1	1
学芸員	3	3	育休代替任期付職員 (一般事務)	23	22
学芸技師	1	1			

工業技術センター技師	3	3	計	73	69
------------	---	---	---	----	----

(注) 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびこれに相当する職以上の職をいう。)に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

(単位:人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	13	13	看護師	90	67
薬剤師	2	2	保健師	1	1
理学療法士	15	2	医療事務	19	4
作業療法士	5	2			
視能訓練士	2	1	計	147	92

(注) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(3) 昇任選考

(単位:人)

一 般 職 員						警 察 官	
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	職	
部長およびその相当職	5	—	—	2	7	警 視 (部長相当職)	6
次長およびその相当職	14	2	1	2	19	警 視 (課長相当職)	30
課長およびその相当職	48	6	—	2	56	警 部	19
課長補佐およびその相当職	74	7	4	9	94	警 部 補	6
副主幹およびその相当職	56	30	6	32	124	巡查部長	—
計	197	45	11	47	① 300	計	② 61
						合計 (①+②)	361

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成27年10月14日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 公民較差(新規採用者を除く。)

ア 公民較差

0.46% 1,790円

(参考) 人事院勧告 官民較差 0.36% 1,469円

イ 改定

0.42% 1,663円(内訳:給料 351円、地域手当 1,289円、はね返し分(注) 23円)

注 給料月額を算定の基礎としている諸手当の額が増加することによる分

(参考) 改定前 平均給与月額 393,042円 平均年間給与 6,407,000円

改定後 平均給与月額 394,705円 平均年間給与 6,475,000円

(行政職、平均年齢 43.6歳)

(2) 民間給与との較差に基づく給与改定

ア 給料表 国に準じて引上げ改定

イ 地域手当 支給割合を引上げ

県内: 6.3%→6.65% 東京都特別区: 17.3%→18.05% 医師: 15%→15.5%

- ウ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の手当額を引上げ
- エ 期末・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう引上げ  
年間支給月数 4.10月分→4.20月分
- オ 実施時期 ア、イ、ウについては平成27年4月1日、エについては同年12月1日

(3) 給与制度の総合的見直しに係る給与改定

- ア 地域手当の見直し 支給割合を引上げ  
県内：6.65%→7.15% 東京都特別区：18.05%→19.15% 医師：15.5%→16%  
※条例上の支給割合は、県内7.5%、東京都特別区20%、医師16%
- イ 単身赴任手当の見直し 国に準じて基礎額および加算額を引上げ  
基礎額：26,000円→30,000円 加算額の限度：58,000円→70,000円
- ウ 実施時期 平成28年4月1日

(4) その他

ア 能力および実績に基づく人事管理

人事評価の平成28年度からの本格実施に向け、必要に応じて見直しを行うとともに、引き続き客観的で納得性の高いものとなるよう取り組む中で、人材育成や公務能率の向上等に効果的につなげることが必要

イ 時間外勤務の縮減

これまでの取組を着実に進めるとともに、業務のスクラップアンドビルドや業務量の増減に応じた弾力的な人員配置、働き方の改革など、一層実効ある取組を進めることが必要

ウ メンタルヘルス対策の充実等

- (ア) 引き続きメンタルヘルス対策の充実・強化に取り組むことが必要
- (イ) ハラスメント防止のため、働きやすい良好な職場環境づくりに向け、コミュニケーションの向上を図るなど、各職場において一層の配慮が行われるよう努めることが必要

エ ワーク・ライフ・バランスの推進

- (ア) 職員の意欲・士気や公務能率の向上のため、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進に努めることが必要
- (イ) 職場の実情を踏まえたフレックスタイム制の導入の可能性について、国や他の都道府県の状況も参考に検討することが必要

オ 男女共同参画、女性職員の活躍推進

- (ア) 引き続き「女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づく積極的な取組が求められるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で求められる特定事業主行動計画の作成等に適切に対応することが必要
- (イ) 男性職員の育児休業の取得促進のため、男性が育児休業を取得しやすい組織風土の醸成を一層進めることが必要

カ 高齢期の雇用問題

- (ア) 段階的な定年の引上げや再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置について、国の動向を踏まえ、引き続き適切に対応することが必要
- (イ) 再任用職員の給与の在り方について、引き続き国の動向に留意することが必要

キ 臨時職員の勤務条件

引き続き臨時職員の適正な勤務条件の確保を図り、人材確保や円滑な公務運営につなげることが重要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況

平成27年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです（件数には、地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託に係るものを含まず。）。

(1) 措置の要求 該当事案なし

(2) 不服申立て

区分	平成26年度末 係属件数	平成27年度			平成27年度末 係属件数
		申立て件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	1件	2件	11回	1件	2件

分 限 処 分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件